

社会福祉法人聖霊会役員および評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖霊会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び交通費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長及び常務理事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬の支給時期)

第6条 報酬の支給は年度内に2回、9月と3月とし、この期間内の勤務実体に即して支給する。

(出張旅費、宿泊費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により、旅費及び宿泊を伴う場合は宿泊費を支給することができる。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

平成29年6月22日 一部改定する。

平成29年10月26日 一部改定する。

2019年11月1日 一部改定する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	10,000円	実 費
評議員会出席報酬等	10,000円	実 費

別表 2 (第 4 条及び 5 条関係)

名 称	報 酬	交 通 費
理事長業務報酬等	月額 250,000円	職員通勤手当相当
常務理事業務報酬等	月額 70,000円	な し
理事業務報酬等	10,000円	実 費
監事監査指導報酬等	10,000円	実 費

別表 3 (第 7 条関係)

名 称	報 酬	旅費及び宿泊費
理事長業務出張報酬等	20,000円	実 費
理事、監事業務出張報酬等	10,000円	実 費